第四十七条の二　法別表第二の百二十五の項の主務省令で定める事務は、介護保険法第六十九条の五（第一号に限る。）の介護支援専門員の死亡の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該届出に係る者に係る戸籍関係情報とする。

［新設］

第四十七条の三　法別表第二の百二十七の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　精神保健福祉士法第三十一条第一項（同法第三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の登録事項の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

三　精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十四条第一項（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士登録証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

四　精神保健福祉士法施行規則第十六条（第一号に限る。）（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る者に係る戸籍関係情報

［新設］

第四十七条の四　法別表第二の百二十八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三条の言語聴覚士の免許の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

二　言語聴覚士法第八条（同法第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士の登録事項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

三　言語聴覚士法施行規則（平成十年厚生省令第七十四号）第四条第二項の言語聴覚士の登録の消除の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る者に係る戸籍関係情報

四　言語聴覚士法施行規則第五条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の書換え交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

五　言語聴覚士法施行規則第六条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士免許証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る戸籍関係情報

第四十八条　法別表第二の百二十九の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の百二十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

［新設］

第四十八条　法別表第二の九十六の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の九十六の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］